

京都市環境影響評価審査会運営要領

〔平成12年4月6日 審査会会長決定〕
〔平成25年4月1日 改 定〕

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第54条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(調査及び審議)

第3条 審査会は、調査及び審議を行うに当たり、必要に応じ現地調査を行う。

2 審査会は、情報を公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となる可能性が高い市域の貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報についての公開範囲について審議を行う。

3 委員は、調査及び審議に関し、会議のほか、会長に書面を提出することにより、意見を述べることができる。

(小委員会)

第4条 審査会は、方法書又は準備書についての審議に当たって、環境影響評価等の対象となる項目（以下「環境要素」という。）についての詳細な検討を行うため、必要に応じて当該環境要素に係る小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、個別案件に係る審議に関する会議であって、貴重な動植物の生息、生育情報など、会議を公開することにより審査会の公正かつ円滑な審議が損なわれると認められるため公開しない旨の審査会の議決がなされたときは、当該会議を非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第6条 会議が開催されたときは、議事録を作成する。

2 議事録の確認は、会長又は会長が指名する委員が行う。

(議事録の公開)

第7条 議事録は、公開とする。ただし、次に掲げる事項であって、公開しない旨の審査会の議決がなされた部分は、非公開とすることができる。

- (1) 貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報であって、公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となると認められる部分
- (2) 事業者等から公にしないことを条件として、任意に提出された情報であって、承諾なく公にすることにより、事業者等との協力関係又は信頼関係を害すると認められる部分
- (3) その他公表することにより、公平かつ円滑な審議の支障となると認められる部分

(部 会)

第8条 規則第51条に規定する部会の運営に係る規定は、第3条及び第5条から前条までの規定を準用する。